

## 第3回産業福祉常任委員会会議録

平成23年6月14日(火)

開 会 午後 1時30分

閉 会 午後 4時13分

---

### 会議に付した事件

#### 1. 町からの協議・報告事項について

##### 町民課

平成23年度一般会計補正予算(町民課所管分)について

清里町税条例の一部改正について

斜里町ごみ処理施設建設に伴う受入について

地上デジタル難視聴対策について

##### 保健福祉課

平成23年度一般会計補正予算(保健福祉課所管分)について

平成22年度「介護老人保健施設きよさと」の運営状況について

##### 産業課

清里町地域経済活性化(住宅リフォーム)事業実施要綱の制定について

平成23年度一般会計補正予算(産業課所管分)について

農林水産直売・食材提供供給施設(道の駅パパスランドさつる)基本計画(案)について

農商観工等異業種連携事業化支援・雇用創出交付金事業について

各温泉施設・山小屋の利用実績について

##### 建設課

平成23年度一般会計補正予算(建設課所管分)について

平成23年度簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

#### 2. 議会閉会中の継続調査について

#### 3. 意見書の検討について

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書(案)

提出依頼者 清里地区連合 会長 木島正利

#### 4. 次回委員会の開催について

#### 5. その他

---

### 出席委員(7名)

委員長 村 島 健 二

委 員 田 中 誠

委 員 勝 又 武 司

委 員 前 中 康 男

副委員長 澤 田 伸 幸

委 員 加 藤 健 次

委 員 池 下 昇

議 長 村 尾 富 造

---

欠席委員           なし

---

説明のため出席した者の職氏名

町民課長	澤本 正弘	税務・収納G主幹	鈴木 敏
町民生活G総括主査	三浦 厚	町民生活G主査	武山 雄一
保健福祉課長	園部 充	保健G主幹	藤代 弘輝
保健師長	太田富士子		
産業課長	斉藤 敏美	商工観光・林政G総括主査	進藤 和久
農業G総括主査	原田 賢一	商工観光・林政G主査	檜村 亨子
農業G主査	山寄 孝英		
建設課長	古谷 一夫	上下水道・公住G主幹	岡崎 亨
建設管理G総括主査	清水 俊行	建設管理G主査	酒井 隆広
建設管理G主査	山本 卓司		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	柏 木 繁 延
主 任	鈴 木 由美子

---

開会の宣告

委員長

それでは、第3回産業福祉常任委員会を開催いたします。6月2日の第2回の委員会は産業課のみだったが、今回、町民課、保健福祉課、建設課からは初めてですが、協議事項が多々ございますので、皆様のご協力により進めていきたいと思っております。

---

委員長

それでは、町民課より1番目から説明をお願いします。

町民課長

まず1点目の、町民課所管分の平成23年度一般会計補正予算につきましては、清掃センターの長寿命化を図るために予防保全的事業の実施に係る修繕料並びに工事請負費を補正するものでございます。また、斜里町よりの一般廃棄物受入に伴う処理経費といたしまして、歳入の補正を行い、清掃事業費に充当して一般財源の振替えを行うものでございます。

2点目の清里町税条例の一部改正につきましては、去る3月11日に発生しました東日本大震災の被災者への負担軽減を図るため、地方税等の一部改正の法律が施行されております。それに

伴いまして、清里町税条例の一部を改正するものでございます。一般会計の補正予算、条例の改正につきましては、後ほど担当の主幹、主査よりご説明をさせていただきます。

3点目の斜里町ごみ処理施設建設に伴う受入並びに4点目の地上デジタル難視聴対策につきましては、口頭で説明をさせていただきたいと思っております。

3点目の斜里町ごみ処理施設建設に伴う受入れにつきましては、昨年の12月に開催されました、議員協議会におきまして、斜里町よりの要請内容及び本町の基本的な考え方をご説明申し上げ、ご理解をいただいたところでございます。その後、事務協議を重ねまして、本年の3月31日をもって、斜里町と一般廃棄物処理に関する協定書を締結してきているところでございます。協定書の内容につきましては、処理力予定量につきまして最大26トン、処理期間におきましては、平成23年4月1日から24年3月31日まで。廃棄物の種類と搬入方法につきましては、清里町の区分による燃えるゴミとし、搬入方法につきましては、斜里町所有の車両により搬入することとなっております。処理経費につきましては、1トン当たり9万2,600円の処理料となっております。なお、ゴミの受入れにつきましては、条件が良い時期ということで、5月から10月までの期間で受入れする予定でございます。

続きまして、4点目の地上デジタル難視聴対策についてでございます。本年の1月に総務省が発表しましたデジタル放送難視聴地区として指定されております、緑地域と神威の一部の地域の難視聴解消を図るために、本年の当初予算で予算を計上させていただいております、無線共聴施設の実施設計業務委託及び総務省テレビ受信支援センターによる現地の調査を今、現在実施しているところでございます。今後の見込みといたしまして、共聴施設につきましては7月末に国の補助事業、辺地共聴施設整備事業の要望を行い、9月をもって国の補助事業が交付決定するというような運びになってまいかなと考えております。今後、交付決定後に事業を着手し、年度内の完成に向けて事業を進めていきたいというふうに考えてございます。つきましては、受信対策の内容等々が確定いたしましたら、対策に必要な所要額を補正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、一般会計補正予算、税条例一部改正につきまして、担当の主幹、主査より詳細についてご説明させていただきます。

#### 町民生活G主査

それでは、平成23年度一般会計補正予算（町民課所管分）について、ご説明いたします。議案3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。18款諸収入・4項雑入・2目雑入・1節雑入、補正内容といたしまして一般廃棄物処理収入町外一般廃棄物処理料としまして、斜里町の一般廃棄物をキログラム当たり92.6円、2万6千キログラムを受入れる予定で、240万7千円を増額するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。4ページをお開きください。4款衛生費・2項清掃費1目清掃事業費・清掃センター補修事業を実施するものでございます。内容といたしましては、清掃センター施設の長寿命化を図るため、予防保全的事業を実施するものでございます。修繕料といたしまして、排ガスコンプレッサー分解整備に36万8千円、清掃センター壁面補修に80万円、工事請負費といたしまして、破碎施設の回転篩機と可燃物コンベアを整備するため、165万9千円、事業費合計で282万7千円を一般財源同額で計上しております。当初予算443

万円と合わせまして、清掃センター補修事業全体額は725万7千円となります。  
以上で説明を終わります。

委員長

の平成23年度一般会計補正予算の関係について、ご質問ございませんか。

事務局長

続けて条例改正の説明もありますので。

税務・収納G主幹

引き続き、条例改正の部分についてご説明いたします。資料の5ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の改正は、地方税法等の改正の施行に伴う、清里町税条例の改正でございます。東日本大震災に関連する改正でございます。対象となる方は現在清里町にはおりませんが、震災を受けられて清里町に転入された方を対象とする税負担の措置でございます。

1番目として、住民税の雑損控除の特例を設けるものでございます。これは所得割の納税義務者の選択によりまして、住宅や家財等について生じた損失について、本来ですと3月の大震災でございますので、24年度から適用となりますが、今回の改正は22年度中にあったものとして、1年前倒して雑損控除の適用をさせていくということになってございます。ですから平成23年度分の住民税から適用とされるということでございます。雑損控除の適用をした場合につきましては、繰越損失が出た場合に現行の税法では3年になってございますが、今回の震災につきましては5年間適用になり、延長されてございます。また、雑損控除の適用を受ける所得割納税者と生計を一にする配偶者、その他の親族、これは扶養控除、配偶者控除を受けられる方と理解していただければ結構でございますが、この方の損失額を所得割の納税義務者の経費損失額の中に含んで控除を受けられることになってございます。

また、震災におきまして住民税の住宅借入金等の特別借入金の控除の特例がございます。現実的には、震災の影響によりまして滅失もしくは破損や損壊されておりますが、この住宅借入の残存期間のあるものについては、平成25年度以降の住民税に対しても残存期間の継続適用がされます。実際に住宅が無くなっても受けられる形でございます。

固定資産税の特例を受けようとする方の申告であります。滅失または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地について、今後、土地区画整理法及び土地改良法の適用を受けることとなりますが、その期間の仮換地、代わりの土地を求めた土地に係る課税標準額の特例を受けようとする場合の申告等の規定を設けるものであります。

また軽自動車税の課税の特例について、滅失または損壊した自動車等で、代換の軽自動車の非課税措置を23年から25年度まで設けるものであります。

実際の条文等につきましては、資料の6ページでご説明いたします。今回の改正そのものは町税条例の附則に、第22条以下、4条を加えるものになってございます。条文と附則を加えるものとなります。第22条につきましては、雑損控除の適用の関係でございます。これは先ほどもご説明いたしましたが、平成22年度中に生じたものとして平成23年度の町民税から適用を受けられる条文規定でございます。第2項につきましては、第1項で控除を受けられた金額が平成

24年以後も生じる場合の規定でありまして、引き続き控除を受けられるようにするものであります。なお、所得税法、地方税法の改正により、先ほども申しましたが、繰越可能期間が現行の3年から5年に延長となっております。第3項につきましては、雑損控除の適用を受ける場合の地方税法に規定しています所得控除の対象となる親族の方、扶養控除、配偶者控除の対象者の被害額を合算して損失額を決めることとなりますことから、条文規定をするものであります。次に7ページであります。第4項につきましては親族の損失金額が平成24年度以後の各年に生じる場合の条文規定でありまして、第2項同様、引き続き控除の適用を受けられるようにするものであります。第5項につきましては、平成23年度分の町民税の申告書の提出について定めるものでありまして、控除の適用を受ける旨の記載があるものに限り適用するもので、提出期限は所得税の確定申告書の提出期限同様、3月15日となりますが、この度の震災で町長がやむを得ないと認めた場合には控除の適用をすると規定するものであります。第23条につきましては、住宅借入金等特別控除の適用期限の特例を設ける規定であります。所得税の特別控除等の適用期間の特例を受けた場合、町民税においても特例を設けるものであります。なお、大震災により滅失等しても平成25年度分住民税以降の残存期間についても継続適用が可能となります。8ページをお開きいただきたいと存じます。後段の第24条第1項につきましては、固定資産税の特例を受けようとする場合の申告等についての規定を定めるものであります。東日本大震災により滅失または損壊した家屋の敷地の用に供されている土地で、土地区画整理法、土地改良法の規定による仮換地等の所有者が、地方税法の規定により、東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の課税の特例を設けるものであります。また、その場合の申告義務を定めているものであります。申告書に記載すべき事項につきましては、第1号から次ページの第4号までにその旨を定めております。また、住宅用地と言いますと、固定資産税の評価額の特例を受けておられまして、3分の1軽減、6分の1軽減の課税標準の特例を受けられますが、これを受けられるようにするものであります。9ページの第2項につきましては、被災住宅用地に対する固定資産税の課税の特例を受ける方の、平成24年度から平成33年度までの各年度の町税条例第74条で規定する「住宅用地の申告義務は適用しない」ということで、住宅を建てた時に申告をいただいておりますが、これを省略するという規定でございます。第3項につきましては、被災住宅用地が共用土地であった場合の固定資産税の按分の申出に係る規定を定めるものでありまして、申出書に記載すべき事項につきましては、割合等々記載してございますが、第1号から次ページの第5号まで、申告すべき事項を定めるものであります。次に10ページをお開きいただきたいと存じます。第4項につきましては、地方税法の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等に係る固定資産税額の按分の申し出について、読み替え規定を定めるものであります。第25条につきましては、東日本大震災により滅失または損壊した自動車等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の課税の特例を定めるものでありまして、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車に限り非課税とするものであります。第1項につきましては、自動車を軽自動車に代えた場合の規定であります。課税につきましては、町税条例第80条に税額等を規定しておりますが、この規定に係わらず非課税とするものであります。第2項につきましては、同じく被災した原付自転車、軽自動車2輪のものに限りませんが、及び2輪の小型自動車に代わるものとして、同様の軽自動車を取得した場合の非課税措置を規定するものであります。11ページをお開きいただきたいと存じますが、第3項につきましては、小型自動車に代わるものとして同じものを取得した場合の非課税措置を規定するものであります。第4項につきましては、前1項から3項を受けようと

する場合の、地方税法施行規則に基づきまして、規定する書類を市町村長に届け出るとなっておりますので、その条文規定を定めるものであります。地方税法の一部改正する省令等が総務省から出ておりますので、これに基づきまして届を出していただくこととなります。最後に附則につきましては、税条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるものでありまして、公布の日から施行し、附則第23条を除き、平成24年1月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

委員長

平成23年度一般会計補正予算（町民課所管分）についてから、一括で説明を受けました。何か質問ありませんか。

勝又委員

1点だけ。一般廃棄物の処理料の関係なんですけども、キロ単価92.6円とありますが、これはどうやって出した数字なんですか。

町民課長

今、ご質問のありました、単価トン当たり9万2,600円の根拠でございますが、清里町で処理しております燃えるゴミ、これに基づきまして掛かった経費を算出しております。まず1点目は、人件費分といたしまして、焼却オペレーター分、それとクレーンのオペレーター分等々で約6円60銭。それと物件費として電気料ですとか水道料ですとか、そういうものがキログラム23円27銭。それと処理施設の当然使うことによって耐用年数等々で償却していきますので、その分で約62円ということで、合計でキログラム当たり92円60銭と言う数字をもって今回算出させていただきます。

勝又委員

おそらくうちの町だけではなくて、小清水町も単価はそれぐらいになっているのですか。

町民課長

清里町は燃えるゴミ、小清水町は燃えないゴミという形になってございますので、一概にこの単価と比較にはならないということで、ご理解いただきたいと思っております。

勝又委員

この話が出た時に、うちも寿命のあるものを使って受けるのだから、あまり安請け合いすることにはならないということだから、実際に掛かった分の金額で向こうに対しては請求して欲しいので、よろしく願います。

委員長

他にございませんか。

（「なし」との声あり）

委員長

それでは無いようですので、これで終わります。

#### 委員長

それでは保健福祉課より、平成23年度一般会計補正予算（保健福祉課所管分）についてご説明をお願いいたします。

#### 保健福祉課長

平成23年度の当初予算につきましては、骨格予算ということでございますので、政策に係る分について、今回の6月定例会に提案したいということでございます。具体的な内容につきましては、主幹の方からご説明させていただきます。

#### 保健G主幹

それでは12ページをご覧ください。平成23年度一般会計補正予算（保健福祉課所管分）に係る補正予算概要です。今回の補正につきましては、各種予防接種、検診につきまして、主に前年度の未受検者に対する実費負担相当額についての支援措置を行うものです。

歳出ベースで説明させていただきます。4款衛生費・1項保健衛生費・2目予防費です。まず委託料です。委託料におきます予防接種委託料でございますが、まず（1）の子宮頸がん予防ワクチン接種事業ですが、これにつきましては平成22年12月に周知を行いまして、平成23年1月から接種を開始しております。対象者といたしましては、中学1年から中学3年の女子としておりますが、期間も短いこともありまして、前年度の未受検者の一部を今回の補正として5万7千円計上するものです。続きまして（2）の小児用肺炎球菌ワクチン接種事業と（3）のヒブワクチン接種事業ですが、この事業につきましては平成22年12月に周知を行い、同時に接種を行っておりますが、同時接種者の死亡例がございまして、国の指導にもよりまして、3月に一時約1ヶ月半ほど停止を行っております。その関係で未受検者がいるものと考えて、前年度未受検者の一部を今回、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては20万3千円、ヒブワクチンにつきましては15万9千円を補正するものです。

次に同じく委託料、妊婦検診業務委託料です。現行といたしまして、妊婦検診時に行いますエコー検査の6回を補助しておりますが、国のガイドラインに伴う望ましい回数は11回とされています。現実的にも検診時のエコー検査は11回以上行われているため、今回はこの差額の5回分を追加するものです。

続きまして扶助費です。まず（1）B型肝炎ワクチン接種事業ですが、この事業につきましては母親が肝炎患者の場合の乳幼児へのワクチンの接種に関する負担を追加するものです。続きまして（2）の妊婦検診事業ですが、これにつきましては里帰り等で出産される方への妊婦検診費用の負担を新たに追加するものです。

最後に備品購入費ですが、血糖測定器です。これは、指先により血液を採取いたしまして血糖値を測定する機械ですが、特定検診後の対象者への保健指導に役立てるために購入費を今回補正させていただいております。以上合わせまして、補正額189万9千円です。

財源といたしましては、予防費に係ります委託料は道からの支出金を財源としておりますが、その中の一部で新型インフルエンザワクチンの接種事業が平成23年3月31日で終了したため、道からの支出金が2万6千円減額になっております。よって残りが192万5千円を一般財

源として充てるものとなっております。以上でございます。

委員長

介護老人保健施設きよさとの運営状況について、説明願います。

保健福祉課長

13ページをお開きください。平成22年度介護老人保健施設きよさとの運営状況についてでございます。この施設の開設者は清里町、運営を指定管理制度によりまして、平成17年から清里町社会福祉協議会に委託している施設でございます。1の入所者・通所者の利用状況でございますが、表の1番下の行の網掛けの欄をご覧いただきたいと思っております。入所の22年度につきましては69人、これは1日の平均利用者数ということです。1年間を通じて1日当たり何人利用していただいたかということです。1列飛ばして短期入所の22年、いわゆるショートステイと言われている部分ですけれども2.1人となっております。それから通所部門、デイケアの部分ですけれども、これも22年度15人となっております。それで入所につきましては、入所率98.7パーセントを記録してございます。施設全体の収入といたしましては、3億4,330万9千円となっております、対前年比では318万4千円の増となっております。

次に2の入所者の状況でございますが、3月末の入所者は全部で70名、短期入所者が2名、合わせて72名の満床でございます。その内、清里町の入所者は35名となっております。

3の利用者の介護度区分でございますが、1番右端の平均で申し上げますが、入所については要介護度3.2、通所については要介護度2.1になってございます。

4の利用者の年齢区分につきましては、平均でご説明しますが、入所は87.8歳、通所は79.6歳となっております。

5の職員の配置状況ですが、23年度当初で59人体制で運営にあたっております。これにつきましては、1名事務長が町職員の派遣で残りが社会福祉協議会の職員、あるいは臨時職員で構成されてございます。

それから6番目の施設入所料金でございますが、1ヶ月の利用費で第1段階から第3段階までは高額介護サービス料が支給になりますので、居住費と食費代を含む実質の負担は第1段階の2万4,000円、第2段階3万6,300円、第3段階5万3,700円と介護度に係わらず一定の金額になります。第4段階からは、7万6,890円から8万3,160円ということになっております。

運営状況については以上でございます。

委員長

一般会計補正予算、介護老人保健施設きよさとの運営状況についての説明でした。保健福祉課の案件について何か質問ございませんか。

澤田委員

血糖値測定器って今まではどうしていたんですか。

保健福祉課長



いわゆる血糖そのもの、ブドウ糖の値を測るものはございます。今回、整備をお願いしたいのはヘモグロビンA1c（エーワンシー）と言われるものを測る測定器です。通常の血糖測定というのは血液中のブドウ糖がいくらあるかということなんですけども、ヘモグロビンA1cとされているのは、長い期間にその方の血糖状態がどうだったかというのが見られるもので、赤血球の中のたんぱく質とヘモグロビンとブドウ糖が、血液中のブドウ糖が多いとくっ付いて行くんですが、余分に糖があるとどんどんくっ付いて行って、ヘモグロビンA1cと言われるものが増えて行きますよということです。赤血球の寿命が120日間ぐらいあって、これは大体1月から120日間ぐらいの赤血球の中に含まれるヘモグロビンA1cと言われる余分な糖分の量が測れるということで、一時だけ見るのではなくて、長いスパンの血糖の状態、あるいは生活の状態を推測することが出来るということで、特定保健指導をやるとか、糖尿病予備軍と言いますか、保健指導も行っていますので、そういうところで有効に活用させていただきたいということでご提案申し上げました。

田中委員

この測定器って言うのは、血液を採取しなくても測定出来るのですか。

保健福祉課長

指先からちょっと血液を取ります。それは従来のもと同じです。

澤田委員

以前に保健福祉の集まりの時に、先端の血を採ってサラサラ度を測っていたんですが、あれは何ですか。

保健師長

ふれあい広場の時にやっているのは、国保連合会から借りているもので、微操作顕微鏡で拡大して血液を見るものなんですけども、今年も借りることはなっています。

澤田委員

あれは高い物なんですか。

保健福祉課

あれは高いですね。

保健福祉課長

あれは視覚的に訴えるので、数値には置き換えられないので。

澤田委員

あれで見て安心度が図られるのではないかなと思って。

保健師長

この測定器の方が数字で出てくるので科学的なんです。

澤田委員

いろんな保健師さんが対応して、定期的に検診とかそういう時にやってくれるんですか。

保健師長

検診の事後指導に使います。検診の時はこの項目が入っているんですよ。特定検診の中にはヘモグロビンA1cが入っていますので、その結果は見れますので、その後、何らかの生活習慣の改善が必要な方の効果を判定したりする時に使いたいと思います。努力すると下がってきます。

前中委員

ワクチン接種事業が3つほどありますけれども、この事業の接種率と言いますか、その進捗状況を教えていただきたいんですが。

保健福祉課長

昨年の12月から始めているところですが、ヒブワクチンにつきましては22年度実績では40パーセント、小児肺炎球菌ワクチンは36パーセント、子宮頸がんについては71パーセントの接種率となっております。

勝又委員

介護老人保健施設のことなんですけれども、入所を希望している待機者はどういう状況になっているのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。基本的には在宅介護というのが基本だと思うんですけれども、入りたいけどなかなか入れなくて順番待ちしているという話を聞くので。

保健福祉課長

今現在、申込みされている方は92名いらっしゃいます。1番多いのは斜里町の方が51名、清里町24名、小清水7名、その他が10名ということでございます。清里の24名の方につきましては、在宅の方が16名、それ以外の方は病院にいらっしゃるか短期施設にいらっしゃることで、その中からその方を取り巻く環境であるとか、介護の必要な順位などを判断しながら、空きがあり次第、入所判定会議を開きながら入っていただいているという状況になってございます。

勝又委員

今後、高齢化が進んで行くのでおそらく減ることは無いんじゃないかと想定されるんですけども、要望にきちっと応えて行けるような状況なんていうのは、どんどん難しくなっていくのかなと。

保健福祉課長

私の抑えているところでは24名ではございますが、長い間ずっと申し込みをされていて、まだ良いんですと言う方も中にはいらっしゃいますし、今すぐにと言う方も当然いらっしゃいます

けれども、24名の方が全員今すぐにといいことでは無いのではないかと思います。満床が続いていますけども、効率良い運用を図って、空けば次々とやっておりますので、かなり良い所で充足されているのではないかと思います。あとショートステイなりでしばらく辛抱していただいといて考えてございます。

池下委員

斜里町から32人の入所者がいると書いてあるのですが、清里町も斜里町も待機者がいて、斜里の方が待機者が多いんですが、例えば清里町の方が優先的と言うか、そういうことは一切ないのですか。

保健福祉課長

それは出来ないことになっています。入所は全国どこでも誰もが申し込めることになっています。要介護以上であれば、その中でということになってございます。介護老人保健施設というのは斜里郡3町では唯一の施設ということですので、介護の必要度合い、緊急度合いを見ながら、もちろん清里の方をないがしろにするつもりではございませんけれども、そういうことで行わさせていただきます。

委員長

他にございませんか。

(「なし」との声あり)

保健福祉課長

実は予定には無いのですが、口頭で報告をさせていただきたいことがあるのですが、よろしいですか。

実は、網走保健所管轄の1市4町、網走市・斜里郡3町・大空町で、救急医療体制の連携について話し合いが持たれております。救急医療体制について簡単にご説明しますと、主に軽い救急患者に外来の診療を行う医療を初期救急または1次救急と言います。網走市では網走医師会に委託して、休日と夜間は在宅当番医制度で運用しております。それから、入院治療を必要とするような重症救急患者に対する医療を2次救急医療と言います。2次医療圏では病院輪番制参加病院または救急告示医療機関と言うところで行われております。2次医療機関と言うのは、範囲が北網です。斜網においては各病院がなっているところなんです。それから、高度な医療が必要な重篤救急患者については、その救命医療を行うのは第3次救急医療と言います。これについては、救急救命センターが3次医療圏に置くというふうになっています。3次医療圏と言うのは、オホーツク全体を言います。こういうふうに段階的に救急医療はなっております。1次医療圏というのは町村単位で、2次医療圏は北網で、3次医療圏はオホーツクです。救急については外来程度で済みますよと言うのが初期救急あるいは1次救急、入院が必要ですよと言うのが2次救急、重篤な専門的な高度な医療が必要な時は3次救急と言うことなんですけども、一般的にその救急搬送は、初期救急を経て2次救急、3次救急へと段階的に繋いで行くというのが基本的な原則なんですけども、そうは言いながら休日・夜間の救急が発生した際に、それぞれの町の初期医療機関が色々な事情によって受け入れることが出来ない、または患者さんがかかりつけ医を指定したと、こういった場合には網走市内の医療機関に直接搬送するというケースも少なからずあります。この

場合は先ほど申しましたように、網走市だけが単独で医師会に病院確保を行って、他町は助成等を行っていないものですから、応分の負担が必要ではないかという意見も上がってございまして、そこで初期救急、2次救急までを含めて、救急患者の受入態勢の整備と搬送のルール、それから最終的には費用負担ということも付いてまいりますが、その辺の検討を網走保健所が事務局となっていておりますので、まだ行っていくという段階ですけれども、そういうことでご報告だけしておきたいと思います。また、具体的な案等がまとまりましたら、ご報告なりご協議なり申し上げたいと思います。以上でございます。

委員長

他にございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

それでは、保健福祉課終わります。ご苦労様でした。

委員長

それでは、産業課より清里町地域経済活性化(住宅リフォーム)事業実施要綱の制定について、14ページから17ページについて説明をお願いします。

産業課長

それでは、清里町地域経済活性化(住宅リフォーム)事業実施要綱の制定について、14ページから17ページでご説明申し上げます。本件につきましては、前回6月2日開催の委員会におきまして口頭説明を行い、6月議会補正提案に向けて事務を進めることの確認をいただいた案件でございます。

それでは、事業実施要綱についてご説明いたします。

第1条の目的は、「この要綱は、住宅リフォームに要する費用の一部を補助することにより、人と環境にやさしく安全性、耐久性に優れた住宅リフォームを推進し、町民の快適な住環境の向上に資するとともに、町内住宅関連産業の振興及び雇用を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする」ものでございます。

第2条の定義につきましては、第1条に出てきております用語の説明になっております。

第3条の補助の条件につきましては、「町長は、人と環境にやさしく安全性、耐久性に優れた住宅に係わる工事及び、前文に係わる工事と一体的に施工される増築、改築、改修に要する費用を補助対象とする。」ものでございます。詳細につきましては、後で詳しく説明いたします。

第4条は補助対象者でございまして、次の3つの要件をすべて満たすものが該当するものでございます。「清里町に住所を有する者」「現在の住宅の所有者であり、現に居住し、リフォーム後も居住する者」「リフォームを行う住宅の所有者世帯全員が、町税等を滞納していない」ということでございます。

第5条は補助対象となる住宅でございまして、次の5つのいずれにも該当するものでございます。「町内に存する住宅である」「リフォームの着手時において、建築後5年を経過している」「町内住宅関連業者が工事を行うこと」「リフォームに要する費用が50万円以上であること」「この事業が年度内に完了すること」、2項としまして、前項第4号に規定するリフォームに要

する費用に含まないものとし、(1)住宅部分と住宅以外の部分を併せて改修工事する場合は、住宅以外の部分については改修工事に含まないというものでございます。例を挙げますと、店舗兼住宅のような場合は、店舗部分については該当しないということでございます。

次に第6条、補助金の額でございますが、「リフォームに要する費用の3分の1以内の額とし、上限は30万円とする」ものでございます。

第7条以降は、補助金の申請事務手続きのことに係る記載でございます。7条は補助金の申請。第8条は交付の決定。第9条は内容の変更等。第10条は実績報告。第11条は補助金の確定及び支出についての記載でございます。第12条につきましては、補助金の交付決定後の取り消しについての記載でございます。(1)としましては、補助事業の中止又は廃止した時。(2)は第4条及び第5条の条件を満たさなくなったとき。(3)は虚偽の申請があったときなどでございます。

附則におきまして、この要綱は公布の日から施行し平成23年7月1日から適用するものでございます。2といたしまして、この要綱は3年間、平成26年3月31日限りでその効力を失うものでございます。次に17ページで、増築、改築、改修の詳細ご説明いたします。対象となるのは、増築工事、改築工事、改修工事、改修工事につきましては、1の「人と環境にやさしく安全性、耐久性に優れた工事」ということで、(1)から(5)の工事が該当いたします。2につきましては、「住宅の主要構造部の改修工事」ということで、(1)の基礎工事から(4)のその他、人・環境・耐久性を高めるために必要な工事ということでございます。なお、3につきましては、「対象費用に含まないもの」でございます。(1)は住宅改修を伴わない内装工事。例えば、内壁のクロスが汚れたから単に張り替えたいというような場合は該当いたしません。また(2)は住宅改修を伴わない家電・設備機器工事ということで、電気の球が切れたから取り替えるとか、ストーブが壊れたから取り替える場合は該当いたしません。(3)は天井、壁、床などいずれにも固定されていないような物。例えば、カウンターとか置物などの購入は該当いたしません。(4)は住宅に伴わない外構工事そのものについては該当しないというものでございます。

なお、この要綱が制定された場合には、制定に基づき23年度の所要額といたしまして30件、1件当たり30万円といたしまして900万円を補正提案させていただきたく、次の案件でご説明させていただきますので、よろしくご審議願います。

以上、説明を終わります。

#### 委員長

平成23年度一般会計補正予算(産業課所管分)について18ページから19ページをご説明願います。

#### 農業G総括主査

それでは、産業課所管分の農林水産業費補正予算の主な内容についてご説明申し上げます。18ページをご覧ください。

はじめに2目農業振興費についてご説明いたします。まず、農業振興事業につきましては清里町農業振興計画に基づき、農産物の安定的生産を維持していくために必要な支援を行ってまいります。予算額は1,700万円で、地力増進対策、じゃがいも生産振興対策、畜産振興対策、農業農村元気づくり事業、生産体制整備事業について補助することとし、財源は一般財源となっております。

ります。

次に、農業者戸別所得補償制度推進事業につきましては、本年度より始まります農業者戸別所得補償制度の円滑な推進を支援するための事務経費として、負担金補助及び交付金を150万4千円を計上するものでございます。事業内容といたしましては、清里町担い手育成総合支援協議会が清里町地域農業再生協議会と改称いたしまして、実施する事務手続きや事業の普及推進活動などの経費であり、主に旅費、消耗品費、委託料などの内容を見込んでおります。なお、財源は全額道支出金となっております。

次に、環境保全型農業直接支払交付金事業につきましては、化学肥料・農薬等による環境への負荷の軽減を図るための支援経費といたしまして36万8千円を計上するものでございます。本事業につきましては、化学肥料、化学合成農薬の5割以上の低減や有機農業に取り組んでいるほ場に対して10アール当たり8千円を補助するもので、負担割合につきましては国が2分の1、道と町がそれぞれ4分の1ずつとなっており、本町では概ね9.2ヘクタールを見込んで予算計上しております。なお、財源は道負担分が道支出金として18万4千円、町負担分が一般財源で18万4千円となっております。国負担分は直接受益者に支払われることとなっております。

以上で農業振興費の説明を終わります。

#### 農業G主査

それでは、次に道営整備事業費の産業課所管分についてご説明いたします。同じく18ページをご覧ください。

道営整備事業費につきましては、現在実施されている地区に係る補正が主なものとなっております。農業基盤の整備により農業経営の効率化・安定化を図るために、平成19年度よりきよさと地区道営畑地帯総合整備事業を行っております。今年度の事業工種の内訳は、客土30ヘクタール、心土破碎39.96ヘクタール、土壌改良33.02ヘクタールでありまして、事業費は9,800万円を予定しております。地元負担20パーセントの内訳につきましては、きよさと地区道営畑地帯総合整備事業負担金735万円。こちらは受益者負担分であり、事業費の7.5パーセント分となっております。

次に、食料供給基盤強化特別対策事業負担金1,225万円です。この負担金は持続的農業・農村づくり促進特別対策事業、通称パワーアップ事業が昨年度で終了し、今年度から新たに5ヵ年間、農業者の土地改良事業への負担軽減を行うものです。北海道と町がそれぞれ事業費の6.25パーセント、合わせて12.5パーセントとなります。地元負担、諸経費等を含めて総額2,035万1千円を増額補正するものであります。財源内訳につきましては、道支出金662万2千円、その他財源が1,372万9千円となっております。

以上で、道営整備事業費の産業課所管分の説明を終わります。

#### 商工観光・林政G主査

続きまして、19ページ、農林水産業費・林業費・林業振興費の説明をさせていただきます。事業名といたしまして製材等流通経費補助事業ということで、事業内容といたしましては、輸送コストの増大によりまして木材製品流通が厳しい状況におかれていることから流通経費を補助し、林産企業経営の安定を図るというものでございます。林業事業者、具体的に3社の製材等の流通経費に対しまして、平成22年度より3ヵ年に限り500万円を限度として、外部発注した

輸送経費の2分の1を補助するものでございます。上限を500万円といたしまして3社分、1,500万円を見込ませていただいております。具体的には清里林産協同組合を通じまして、3社の申請書をいただいております、四半期ごとに支払いを予定していきたいと考えております。以上です。

#### 商工観光・林政G総括主査

続きまして、商工観光関係の説明をさせていただきます。商工振興費における商工振興事業費補助事業でございますが、これにつきましては、地域商工業の振興・発展、地域活性化のための事業を展開するために商工会及び中央商店街協同組合に対し補助するもので、一般財源より430万円を補助するものです。

次、本年度の新規事業としまして補正いたします店舗出店等支援交付金事業につきましては、地域の優れた資源を活用した新商品の開発や店舗の新築、空き店舗の活用等により新たに営業を開始し、それらに伴う新たな雇用の創出等の取り組みを行う事業者に対し、交付金を交付することにより、地域経済の活性化及び地域振興に寄与することを目的とするもので、交付対象経費の3分の2以内の額、上限300万円を3件分、900万円を補正するものです。

続きまして、本年度の新規事業になります住宅リフォーム促進補助事業につきましては、住宅のリフォームに要する費用の一部を補助することによりまして、人と環境にやさしい安全性・耐久性に優れた住宅リフォームを推進しまして、町民の快適な住環境の向上に資するとともに、町内住宅関連産業の振興及び雇用の促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とするもので、リフォームに要する費用の3分の1以内の額、上限30万円を30件分、900万円を補正するものです。

続きまして、観光振興費・パパスランド改修工事基本設計業務委託事業につきましては、パパスランド改修に伴う実施設計に向けて行います、施設建設に伴う基本設計を行うもので、今回、318万円を補正させていただくものです。

以上でございます。

#### 委員長

次に、の農林水産直売・食材提供供給施設（道の駅パパスランドさつつる）基本計画（案）について、別冊にて説明願います。

#### 商工観光・林政G総括主査

それでは、別冊になっておりますがご覧いただきたいと思っております。農林水産直売・食材提供供給施設（道の駅パパスランドさつつる）の基本計画案についてご説明いたします。前回6月2日の常任委員会でご協議いただいたことを基に整理をいたしました。1ページをご覧いただきたいと思っております。繰り返しになる部分もありますけれども、パパスランドにつきましては地域住民の健康増進並びにコミュニケーションの促進を図るための施設として、平成3年にスタートしまして、平成19年には、道内で101番目の道の駅として登録されました。さらに今回、改築改修整備に対する基本方針としまして、これらの機能と農畜産物の直売、特産品の加工・販売・提供などを目的として改築・改修を行いまして、交流人口の拡大を図ることとしております。次のページは前回と同じ利用実績になっております。3ページには具体的な課題を挙げまして、大きなも

のとしましては、駐車場を確保するために既存の温泉施設とレストラン部分等を撤去しまして、新たに建設することでスペースの確保を行うということが、前回確認されております。また、jの隣接するパークゴルフ場の利用に伴うトイレの設置の部分をつけ加えております。続きまして5ページをご覧いただきたいとおもいます。5ページにつきましては整備方針を記載しております。駐車場の確保のためのイメージを2つ用意いたしました。9ページの図面を1案、10ページの図面を2案としまして、それぞれ長所・短所が挙げられています。まず1案は、温泉・レストラン部分をJR側に配置したタイプで、駐車場が各施設の中央に位置しますので、機能的になるかと思えます。但し、施設がそれぞれに分断されるというマイナスの要素がございます。2案につきましては、温泉・レストラン部分を現在のパパスランドの入口東側に配置することによりまして、施設が一体化することにより管理がしやすいという長所の半面、建物により駐車場とパークゴルフ場が分断されてしまうというマイナスの部分もあります。1案と2案は、ともに駐車場に待機できる車の台数を、現在の約2倍の収容台数として作成しております。また、温泉施設につきましては、各種風呂の改修整備についての検討、さらに活動室につきましては、既存施設を改修し、その中で配置の方法を検討されることとしております。7ページ、8ページにつきましては、全体の改修・改築のそれぞれのイメージを表したもので、それぞれ必要な機能をどのように配置したら良いか図に表したプランでございます。

以上、説明とさせていただきます。

委員長

産業課から説明ございましたけれども、 から までの案件について、質問ございませんか。

加藤委員

住宅リフォームの関係の提案内容について、この中の改修工事の欄の省エネ家電はOKで、住宅改修を伴わない家電は対象に含まれないと、非常に微妙。電気の球替えは駄目だけど、LEDは良いよという意味合いを含んでいるのか。

それと事業を行う者が、町内住宅関連業者が工事を行う。この工事を行うという意味は、実際に工事をするを意味しているのか、あるいは入札、請負をしたらそれでOKですよということなのか。極端な表現をしますと、ペーパーマージンをいただいてコストが良いですよという表現に取れるのか取れないのか。その辺を含めてどうなっているんですか。

産業課長

最初に、17ページの改修工事の1の(3)の省エネ家電の部分と、3の単なる電球の取り替えの部分の質問でございますが、例えば、単に電球の球を替えるのは駄目ですけど、今回、LEDを付けるがために、例えば埋め込み式の電球に替えたという場合につきましては、当然、天井工事を伴いますので、そういう物については改修工事に認めていくという考え方をしております。電球の球だけが切れたから替えるというのは駄目ですが、今まで平らな所に埋め込み式のLEDを付けるということになれば、天井に穴をあける工事が伴いますので、そういうものについては対象とするということで考えております。

加藤委員



工事を伴わないLEDの交換は駄目ですよということです。

産業課長

現在、白熱球の付いております。その白熱球の所にLEDの球を買ってきて付けるのは駄目ということです。

次に2点目の、町内住宅関連業者という部分で、全ての工事を含めて清里町の住宅関連業者がしなければならないのかという部分でございますが、清里の住宅関連業者で出来ない工事も中にはあるというふうに認識しておりますので、そういうものについては、清里町の業者が請けて、出来ないものについては、近隣の町村から資材を購入して行うこともやむを得ないのかなというふうに判断しております。工事を請けるのは、あくまでも町内業者ということでございますので、町内以外の業者さんが直接工事を請けることは、有り得ません。

議長

加藤委員とも関連するんですが、第5条で町内の住宅関連業者が工事を行うということで、課長が言われたとおり、やれない業者もあるということでやむを得ないという部分もあるんですが、例えば、商工会に加盟している会員ということですので、大手の建築屋さんが清里に2軒あるんですが、屋根のペンキも一つもしていない訳ですね。そこがやった場合には全部外注になるってことだけでも、その辺は許されるのかどうなのか。あくまでも、地元の小さなところのやれるところを優先してやるのか、その辺をしっかり決めないと、曖昧な要綱なら困る。例えば、加藤委員も言っていましたが、今回50万という金額なんですよ。そうなってくると、大きい工事で50万以下のものはどうするかと言ったら、2つ、3つ重なる場合があると思うんです。そうすると例えば、LEDの問題だって工事までしなくても器具を取り換えれば出来るものもある訳です。それまで駄目だと言うのか。その辺ははっきりしないと揉める原因になる。せっかく良い事業をやっても。それから業者も、地元の大手のところなんてペンキも何もやっていないんだから。やったら全部よその町になるけどもそれで良いのか。間違いなく小さなところから出てくるから。そこをちゃんと線引きしないと。例えば、下請け率50パーセントとかある程度決めておかないと、こんな曖昧な部分があるものだとか大問題になると思う。せっかく良い事業作っても。7月まで時間があるんだから、ゆっくり考えてもらいたいと思うんだけども。

加藤委員

第1条の目的は大きく2つに分かれていると思うんです。両方が兼ね合っていくということは非常に良いことなんですが、その時に片方をやろうとしたら、片方でどうなのっていう部分が出てきたら、今、議長が言われた部分もあると思いますし、確かに先ほど課長が言われたように、埋め込み式に替えなければ駄目だという部分もあるけども、全部の場所をそうしなければ駄目なのか、2、3箇所してトータルとして50万を越えた時に、基本的に人にやさしい環境の部分でのリフォームが意味をなさなくなってしまう。あるいは本当に単に商工会に入っている関連業者であれば良いんだよと、どっちを目的としているのか。両方うたっているけども、両方とも中途半端ならないかという、この辺の細目についての検討をするだとか、個人で塗装する人も結構いる訳だけでも、色んな意味でもうちょっと考えた方が良いのではないかと。どっちを重視するのか。

#### 産業課長

今、何か質問があった部分についての、詳細までは実は検討していなかったということはありませんが、まず、工事で清里町内の商工会に加入している大手事業者が請けて、そこが実際にはやっていない項目を単に請け負わすような場合の判断といたしましては、請け負わずにしても、町内業者で商工会に加入している所を優先してやっていただきたいと。ですから、大手が請けて斜里とか網走の業者に塗装などを行っていただくということではなくて、清里町内で商工会の会員になっていただいている方々にやっていただきたいというふうに考えております。そういうことで進めております。

次に、電気器具の関係ですが、17ページの対象に含まないということで、改修を伴わないものについては対象としないということでございますので、普通、天井にぶら下がっております蛍光灯などは改修を伴いませんので、それらは該当しないというふうにしております。あくまでも、天井なりの改修を伴って家電を取り替える場合などが該当するというように整理をしております。

それから、もう1点質問があったと思いますが、例えば、段差などで1箇所だけ直すと全ての部屋の工事が対象になるのかという部分につきましては、その段差などを改修した対象の部屋については該当させる。それ以外の例えば、1階の段差を解消したからと言って、2階の方まで全部することは出来ないというふうに、床面積相当ということで整備をしております。

#### 勝又委員

細目をきちっと整備しなければならないといけない部分があるんでないのかなと思います。今、思ったんですけども、定義の4番の町内関連業者とは商工会の会員であって、町内に独立した事業所を有し、とありますが、屋根のペンキ塗りなんかしていても、商工会の会員でもあるんだけども、別段町内の住宅関連業者とは言えるような人でもなければ、独立して事務所は構えていない、それでも内職でペンキ塗りをやっている人もいるんだよね。でも、屋根を塗りました、サッシも替えました、色んな業者をお願いして、その合算額が50万円を超えて、申請の要件を満たすとなった時に、色んな関係で引っかかっていく部分が出てくるような気がするんですが。

#### 産業課長

15ページの第7条で補助金申請という項目がございます。事前に、この業者に対してこういう工事をして見積りを取っていくようになりますので、この事業の補助を受けたい、ということで申請が出てきますので、今言われているような部分は、この段階で整理できるものと考えています。

それから、商工会に入っていない者に発注するというようなことは、この時点で整理できますし、工事の内容も、ただ単に工事改修を伴わないものが50万の中に含まれているという場合には、その時点で除いていくということが出来ると思いますので、いずれにいたしましても、実施に向けては、まだ詳細の部分の足りない部分については、きちっと整備をして進めていきたいと思っております。

#### 田中委員

例えばなんですけども、リフォームしようとして屋根、壁、中の改築とかをいっぺんにやろう

とした場合に、大きい所に頼めば全部まとまってやれるでしょうけども、それぞれの業者、板金屋、左官屋だとか、大工だとか3人の方に頼むと、そういった場合には、合算した中での50万以上かかれば対象になるのか。

産業課長

15ページの第6条の部分でございまして、補助金申請は同じ住宅に同じ人が1回限りという制限がございまして、例えば屋根、壁、段差解消などの改修も合わせて、色んな業者を集めてでも、1回にまとめて補助金申請をされれば大丈夫です。ただ、あくまでも1住宅に1回ですので、今年は屋根をやって、来年は違う所をというようにバラバラに申請されると対象になりませんが、きちんと計画的にやっていただく分については対象にするという考え方であります。

前中委員

リフォームに要する費用の下限が50万以上となっているんですけども、この金額をもう少しハードルを高くして、かなりのリフォームの事案になれば、今、細かい案がいろいろと寄せ集めで、例えばLEDでとかそういう寄せ集めで、あわよくばその50万そこそこでも補助申請出来るというふうに町民は錯覚を受けることがあるのではないかと思います。その部分で下限の50万をもっと高いハードルにした中で、かなり改修と言うか、部分改修と言うか、そういう部分の上限が仮に200万になれば、その中の話が出た合算事業として申請書類にも出てくるのではないかなと思うんですけども。その点はどう考えているのですか。

産業課長

この50万の部分については、事務的にも認識を見直したところでございますが、リフォームと言って、例えば外壁などをやった場合については、50万よりもはるかに掛かる訳でございますので、もう少し高い100万とかにするかとも考えたのですが、多くの町民の方々がリフォームの補助事業の対象となって、有効に活用していただければということで50万ということにしたところでございます。また、近隣の斜里、小清水も50万円ということもありまして、それを使わせていただいたということでございますので、ご理解願いたいと思います。

田中委員

せっかくの良い事業なので、さっき言われたように十分に考えてやってもらわないと。気をつけてお願いします。

産業課長

今、皆さんからいただいた色んなご意見を参考にしまして、混乱を招かないように進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

委員長

住宅部分についてはどうですか。よろしいですか。

勝又委員

申請が出された段階できちっと精査して、これが良くてこれが駄目だったのかも知れなかったとか、後から無いようにやって欲しいなと思います。

池下委員

良い事業だと思うので、3年間やってみて成果があれば、また引き続きやるということも視野に入れながらやってもらいたいと思います。

産業課長

皆さんからいただいた意見を十分参考にしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長

から まではいいいですか。 のパパスについて何かございませんか。

池下委員

一つ聞きたいのですが、プラン1、プラン2を今日初めて見ましたけども、今日ここで決めるのですか。

産業課長

今回の提案そのものが、色々な意味で皆さんのご意見をいただきたいという考え方でやっておりまして、ここでプラン1、プラン2のどちらにするかを決める考えはありません。今後のパパスに関するスケジュールですが、定例会が終わりまして、6月の下旬か7月上旬頃に委員会を開いていただけるとすれば、その時点ではプラン1、プラン2のどちらが良いかというような配置の問題、さらには高齢者活動施設の部分では今までどおりの3つの部屋で良いのかというような問題、さらには温泉施設も、前にも出ていましたが展望風呂にするのかしないのかという部分の課題、さらには各部屋ごとの面積をどれぐらいにして、総体の面積をどのぐらいの建物にするのかという部分がある程度、次回の委員会で皆さんに決めていただきたいと思っております。したがって、ここでプラン1、プラン2を決める考えは持っておりませんので、皆さんから色々なご意見をいただきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

勝又委員

今、スケジュールを聞いた訳なんですけども、このプラン1、2を見せてもらって、プラン2に関しては今の施設の手前の方に整備をするという形の中で、スペース的な問題とかはどうかかなと思います。規模にもよりますけども。それと、どこの道の駅を見ても道路に面して建物があるという感じの施設というのはあまりなくて、手前にやっぱり駐車場があって、奥に色々なものが並んでいるというような形のパターンが多いかなと思います。女満別辺りもそうですが。そうすると、やっぱり理想的なのはプラン1の方が、どちらかと言えばお客さんの利用があるのか

と思う。1に関しては、施設の分散だとか色々ネックになるということもありますけども、そういう形の方が良いのかなと思います。

加藤委員

プラン1、プラン2の前に、この図面で感じるんですが、奥へ持っていったら温泉を掘り直さないと出来ないということがはっきりしている問題だと思うんです。現状の温泉のボーリングの位置がどこにあって、もしも、ボーリングした時に今の現状の温度が低いと言えども、そのボーリングの水は塞いでしまうのか、他に活用方法があるという捉え方としているのか。そういう基本的な部分はどうか。こっちにしますよと言って、いざボーリングもしませんと言って、低い水の温泉がどっちにどうやって流れて行くんだという問題、そういう問題点も当然のように出てくるし、それとここに提示されています6ページの1番下の指定管理の22年度までのが出てきますけども、今回改築することによって、この現状がどういうふうになって行くのか、あるいはどこの部分がどういう管理状態になって行くのかという、色んな部分が出てくれば、これは単に分りきっていることですから。もう少し、叩き台になるような出し方っていうものの素案の仕方。プラン1、プラン2は良いですが、実際に温泉の問題をどう処理して行くのかという具体的な部分、そのために基本的には温泉は掘り直すことにせざるを得ないのではないですかと合意になった時点で、初めてどっちを選択しますかっていう部分にも入って行けるような気もしますし。今、温度の低いのを奥の方へ持って行って、どうやって行くんだという問題点もあるだろうし、この辺どういうふう捉えてこの提案をされているのか、検討資料として提出されているのか。

産業課長

現在の温泉の場所は、プラン1の図面で言いますと、プレイグラウンドとパークゴルフ場の間に取り付道路みたいな長い長方形があると思いますが、その長方形の切れた辺りとプレイグラウンドの真ん中ぐらいというふうに見ていただければよろしいですが、その辺に現在井戸がありますので、温泉施設とレストランをセットバックする形のプラン1の問題で、温泉の井戸の問題は直接影響ないと思っております。プラン1でもプラン2でも、井戸については直接影響ないと思っております。それから2点目の、井戸を最終的にどうするのかという部分につきましては、前回もご説明しておりますとおり、今回補正していただきます基本設計の中で、掘った場合の経費と、現在の39度ぐらいの温度を43度ぐらいまで温めてやった場合に掛かる灯油なり重油なりの経費の積算をさせて、その結果を踏まえて、皆さんと掘るべきか、温めていくべきかの判断をしていきたいというふうに思っております。

加藤委員

掘った場合に、今までの温泉はどういう処置をするのか。埋めてしまうのか。その辺は掘ると決まった訳じゃないですけども、そういう場合にはどういう活用方法を考えているのか、全く考えていないのか。

産業課長

改修、改築に伴いまして、休館はしないでやっていきたいという基本的な考え方を持っていま

るので、仮に掘った場合ですが、新しい温泉が出て、新しい施設がオープンした後に、仮に止めるとすればいつでも止めれますので、その段階で最終判断をしたいと思っておりますが、せっかくの泉源でございますので、農業者の例えば色々な部分での活用などがあれば有効に活用してまいりたいと思います。

#### 加藤委員

農業者のどうのこうのよりも、例えば温度は低いけれども、冬期間の融雪や色々な環境の部分もあると思うので、総合的にその維持管理の環境を踏まえていった時に、活用方法があるのかどうなのかってことも、実際に捉えていかないとならないと思うんです。私が言っているのは、ここにある指定管理費の問題についても、今現在の管理システムの環境状態というのはどうなっているのか、非常に疑問視するような点が多い訳です。例えば、今あるインドアプレイグラウンドには、先日ちょっと活用することがあって行って見ましたら、有機肥料が積まされていたり、あるいは腐葉土が積まされていたり、これは誰の所有物で、誰が置いているのかって。

あるいは色々な人に聞きますと、農産加工施設の使い方に非常に厳しいことを、今言われていると。これを使ったら駄目だ、あれを使ったら駄目だって。まるで個人の所有物のような表現をされると。色々なことが言われていて、今、新しい体制になっていくのは良いんですが、現状の施設の管理運営、指定管理のあり方、内容等、色々なところに問題点が多過ぎるような気がするんです。その辺をもう少し、それを利用している人から現状として不満が出ないようなスタンスで、特に監督課であるので、一つよろしくお願いします。

#### 産業課長

昨年から新しい支配人も入りまして、売店の売り上げ向上などには随分ご努力をされて、その成果も出てきている訳でございますが、いかんせん、今の施設には売店的な部分だとか物置とかの部分も整備されていない中で、冬場の子ども達のトレーニングも終わっていることもあって、一時的にプレイグラウンドの中に荷物を置かせていただいたという経過にあるのかなと思っております。

それから、体験施設の関係につきましては、私どもの方にも色々な話は入ってきておりますけれども、突如として天候の変化などの中で、外で遊ぼうと思ったのが急に出来なくなって、中を使おうと思ったら色々話が食違ったとかという部分もあるようでございますが、その辺につきましては、苦情等が出ないように指定管理者の方にも指導してまいりたいと思っております。

#### 前中委員

温泉の再ボーリングという形で今回なっている前段の中に、先ほど加藤委員がおっしゃったように、温泉熱源の低温化、38度から39度になって追い焚きをしているというその実態。それに伴うコスト高。ましてや今、燃油がかなり高騰している。それを随時今の指定管理者制度の中で、詳しくは分かりませんが、現状ではその部分も負担がかかっているのかなと思っております。それを仮に再ボーリングという形になるとすれば、それなりの事業費が掛かる。しかし、今の熱源をボイラーで過熱処理したとすれば、黙って500万、600万の熱源、動力光熱費が発生しているのかなと。10年であれば単純に5千万、費用対効果ということはちょっと置いておいて、その現状で温泉として機能しているのかどうか。

あるいはもう1点、それに付随する配管等の耐用年数が、本来の耐用年数はもう過ぎているのではないのかという部分の問題。仮に今のボーリングを利用した中で、今のままで同様の施設運営が出来るのかなという疑問も現時点ではあります。要するに、それだけ腐食だとか各部分の傷みは、もう目を覆うばかりという現実があります。

もう1点、先ほど加藤委員もおっしゃったように、僕も見ていますけども、プレイグラウンドに腐葉土だとかが積んであるという実態もありました。その辺の管理が果たしてどうなのかっていう疑問も分かります。

もう1点、中学校の野球部が練習したという経過で、天井等にワイヤーが掛かったままの状態でも今もある。ただ、それなりにネットの使用だとかはかなり保護者の中で改善して利用している。あるいはスケート少年団も同等に、3年前からインドアプレイグラウンドで練習等をしていることも事実です。

そういった意味で、この事業として予算執行の中で、ボイラーで追い焚きをするコストも確かに高いんですけども、やはりボーリングということを前向きに考えてみてはどうかというのが僕としての所見なんですけども。その辺関連して、産業課長の方からもう少し具体的に、費用対効果ではないですけども、ボイラーの熱源だとか、今の温泉源の利用は現実問題として利用出来るのかどうか。その辺分かるのであれば、ご説明お願いしたいと思います。

#### 産業課長

前段、温泉ボーリングをするということを前提に私どもはお話しているものではございませんので、再ボーリングというのは、今後基本設計の中で十分検討した中で、どちらが有利性かということ判断した上で決めたいと思っております。前中委員の方から今、想像する部分でどうかということをお話されますと、確かに温度を3、4度上げるためにかなりの重油を使っているのではないかと想像しているのですが、ボイラーが差し湯の分だけで別に分かれていけば、年間いくら使ったとすぐに分かるんですけども、一緒になっているために、果たして500万掛かっているのか、300万なのかという部分も分からないというのが現実に1点あります。それから、温泉ボーリングしますと、どれだけ経緯費が掛かるかと言いますと、掘る深さによって随分違うんですけども、見積りを取っている部分では、千メートル掘削した場合については約7千万ぐらい掛かるのではないかという数字も出ております。ただ、札弦の場合は、平成2年に一度掘っている経緯がございますので、もう少し浅くても出るのではないかという、地下資源の指導を受けておりますので、その場合、例えば800メートルにしたらいくら掛かるのかという部分もあります。最終的には今後、一般風呂、さらに露天風呂など色々なものを造ったとした場合に、どのぐらいの湯量が必要で、そして熱源43度まで上げるためにどのぐらいの油代が掛かるのかということ積算していただきながら、温泉ボーリングに掛かる数千万の金額との有利性を計算しながら、早い時期に決めていきたいと思っております。いずれにいたしましても、平成3年に建てて20数年が経っておりますので、かなり配管とかボイラーとか色んな面で腐食がきていることは認識しているつもりでございます。

#### 勝又委員

聞くところによると、やはり燃料費の関係については月に50万、60万、年間にすれば600万近く掛かるかな。それに色々な装置の関係とかを含めれば、温泉1本掘れば7千万、10年

で経費をかけても6千万、7千万掛かることになる。そうやって考えた時には、掘削した方が効率が良い。ソーラーの関係とかも出ていますけども、問題はそういう部分で、その熱源をそういうものに求めて沸かししたりするのは可能なのか。そこら辺はちょっと分かりませんが。実際にはこの話が出てきた時にも、札弦の活性化委員会から出てきた部分も、やっぱり今の状態の温度の低い状態の中ではちょっと無理かなと。そうなるとやっぱり、新たに泉源を掘るってことはかなり要望されているものがあるような気がするんです。そうやって考えた時には、燃料もどんだけ高騰するか分からないような状態の中では、泉源を掘って、燃料の部分で経費の掛からないような形を取っていくのが、私はベターなことなのかなと思います。

#### 産業課長

最終結論は先ほどから言っています、基本設計を計算してからというように思っているんですけども、当初で多少金額が掛かって、長い目で見た時にそれが優位になることも多々ありますので、その辺も含めて基本設計の数字が出てきた時に、皆さんと十分に協議をさせていただいて、早い時期に方向性を出していきたいと思っております。いずれにいたしましても、温泉ボーリングと言うか温泉の施設につきましては、補助金、交付金事業以外でございますので、総体事業費としての一般財源の部分もいくらになるかということも総合的に計算しながら、皆さんと十分検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 勝又委員

先ほど、加藤委員の方からのお話が出たんですけども、指定管理の関係なんですけども、費用の部分もそうなんですけども、問題は管理運営の部分だと思うんです。実際には、今回多額の費用を投じて改修するというような部分で、国の補助金もありますけど、いわば自分の財産、財源を使ってという部分もあります。そんな部分で緑清荘もそうなんですけども、町民の血税をそこに投じるとなった時に、道の駅なら道の駅としての機能をきちっとしていかなかったらならない。対お客さん、そして地元のお客さんも含めて、そういう部分での指定管理としての運営のあり方だとか、このことを契機にきちっと協議しておかなければならない部分でないかなと思うんですよ。今までどおりではちょっと困る訳ですけども、良くなれば良くなっただけの対応も求められる。よそから来た人に、田舎の素人が寄せ集めでやっているからってということで我慢をさせるんじゃないじゃなくて、やっぱり、超一流とは言えなくても、お客さんがそこそこの対応を求めるのはすべからくそうじゃないかなと思います。そうなったときにその需要にきちっと応えられるような、今の施設の管理状況なのかっていうのも検討の一つではないかなと、そういうふうを感じる訳です。だから、指定管理の費用がどういうふうになるかってことも含めて、従来から言ってきた部分ではありますが、指定管理者に完全に丸投げして後はお任せしてっていうのではなくて、やっぱりそういうこともこちら側からきちっと要望して行けるような、改善するような形が取れないのかなと。町では指定管理に対する審査の方法は持っているかと思いますが、やっぱり利用者の、町民も利用している訳ですから、要望にもきちっと応えられるような整備の仕方も行ってもらいたいと思います。

#### 産業課長

現在の指定管理を受けておりますパパスランドの契約期間が来年の3月で更新と言うか、新た



な業者になることもあるかもしれませんが、更新時期を迎えますので、その時には今回整備する施設の内容を踏まえて、採算性の取れると思われる部門と、それ以外の部門とを切り離して考えるとか、色んな形の中での指定管理のあり方について、十分検討して行かなければならないというふうに思っております。いずれにいたしましても、前回もお話したかと思うのですが、新しい施設のオープンが24年度の終わりの方になりますので、場合によっては24年度中は今のような考え方で行って、25年度から新しい考え方で行くことになるかも知れませんが、いずれにいたしましても、今までの経過から行きますと3年更新の契約をしておりますので、新たな考え方できちんと計算して行かなければならないと思っております。その中で、例えば温泉ボーリングなどをすれば、燃料代なども少なくなるという部分から行けば、指定管理の部分が少なくなるのかも知れないですし、その辺も含めて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### 加藤委員

指定管理に関してなんですが、契約の仕方と言いますか、指定管理者に対する事業内容を全く同じスタンスで契約するのかどうか。同じ指定管理にするにしても、今、勝又委員が言われたように、道の駅と温泉だけの管理にするのか、あるいは今みたいにパークゴルフ場から高齢者の陶芸、農産物加工から何から何まで全部一緒くたでやっているけども、そのことが果たして良いのかどうか。少なくとも同じスタンスでやっていくってことには私はなっていないと思う。もう少し全ての部分について検討を重ねて、本当に指定管理を受けている業者がノウハウをきちっと出して、例えば道の駅として活用していく、レストランも一緒にという形の中で、運営を独自にしていってもらえるような指定管理ということで利益の生むところであれば、例えば200万とか300万で貸しますよというスタンスでやっていこうとする指定管理のあり方をとっていくのか。そして、今までのパークゴルフ場は公園事業とかそういう基本的な本来の形の中で、例えばシルバーセンターや色んな方法で運営をしていくのか。当然のようにトータルとして札弦地域の人が色んな形で関与していくという形の中で、大きな輪にしてプラスになれば良いんだけども、それをすることによって色んなところから不満が出るようになってはこれは相成らない。今回、大きく施設を改築するにあたっては、それぞれ利用する方、訪れる人も満足してくれる、そして維持負担が少なくて皆が納得するような、一歩進める管理運営のスタンスっていうものを、今までと同じように組むということではなく、もう一歩また当然のように、来年に向けて考えていくというスタンスが私は必要な気がするんですが。

#### 副委員長

今、良い機会だと思うんだよね。道の駅が出来た当時は、あそこの既存の所に道の駅としての業務もお願いしてやってもらったんですけど、このプラン1みたいにしてやるのであれば加工室も離れるし、道の駅と言うか温泉施設も独立するから、加藤委員が言ったように指定管理も含めて管理体制を、加工場の管理も今は全部頼んでインドアも頼んでいたけども、その辺の区分けをしてやるかという方法もある。道の駅と言うか温泉施設を休まないでやるということになれば、2プランよりも1プランの方が、先に建てておいてこっこの温泉施設をやりながら、最後には壊すっていう形が1番ベターなのかなと今話を聞いて思いますし、温泉はやっぱり掘るべきだと思う。今、いくらお湯を沸かすのに掛かっているか混ざっているから分からないと言うけども、

月200万ぐらい掛かっているのか、それを把握することは不可能だと思うんですよね。そうであれば、確実に長く20年も使える温泉を掘ってもらうことが一番大事だし、独自の温泉の泉質も良くなるのではないかと思うんですよね。

#### 加藤委員

試算して見なくても、温泉に関してはゴーサインが出ている気がするんですけどね。裏を返したら、少なくとも今回のこの提案を論議する前に、過疎地域振興計画の中に温泉のボーリングも既に計画に上がっていた雰囲気もあるので、この辺については、皆が良いだろうと言う部分に浪費を使わないで、もっと皆が考えている部分にきちっと論議を重ねてもらって時間帯を作っていただけた方が良く思う。

#### 田中委員

温泉って今、かけ流しの湯っていう形の流れで、燃料の資源というのも地球上でも限られてきていると騒がれていて、どこの町村でもソーラーとか、国を上げて自然エネルギーの推進をして、ここの町もソーラーパネルの推進をしている。そういった中では、利用する客のイメージとしても、沸かした温泉と本当に出てきた温泉とではイメージも違うだろうし、極力そっちのボーリングの方に重点を置いて考えていった方が良く思います。

#### 産業課長

十分参考にさせていただきながら、次回の委員会の時にはまた違う意味での提案をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

#### 委員長

それでは、道の駅パパスさつつるについては終わります。

次の、農商観工等異業種連携事業化支援・雇用創出交付金事業について、20ページになりますが、説明をお願いします。

#### 産業課長

農商観工等異業種連携事業化支援・雇用創出交付金事業について、20ページでご説明をいたします。農商観工等異業種連携事業につきましては、平成21年、22年に新たな企業化などを支援する形で事業を展開してきたものでございます。上の方、事業名で左から6つの事業に対して、1事業300万円の補助を行ってきたものでございます。本年4月から5月にかけて、6つの事業所に町の方から様式を作りまして、自由に記載をしていただいた内容を一覧表にまとめましたので、参考にさせていただければと思います。ピネガー、寒干し大根、スイーツにつきましては、平成21年度に補助をした事業でございます。さらに右側の方3つ、農産・牛肉加工、喫茶店、パンにつきましては、本年度補助をしたものでございます。それぞれ4、5、6、7で事業の内容や取り組みの成果、今抱えている課題、今後に向けた展開など、それぞれの事業所から自ら報告をしていただいております。昨年実施いたしました左側も3つの事業所につきましては、既に販売を開始しておりまして、一番下の方に収支の状況の欄がございますが、まだ大きく利益を上げるところまでは至っていない状況でございますが、それぞれの事業所が色んな販売戦

略を講じて、今後事業を展開していきたいという書き方がされております。また、右側の3事業所につきましては、本年の3月とかにオープンしたところが多く、まだ売り上げがほとんど無い状況の中で、収益については評価できないということでございますが、それぞれの事業所が当初の補助金申請に基づいて、事業を展開するよう努めてまいりたいとの記載がございましたので、それぞれの6事業所の今後の事業展開を期待するところでございます。

以上、報告を終わります。

委員長

今、説明がございましたけれども、何かご意見等ございませんか。

加藤委員

農商工の関係だけではないんですが、今回提案されております、店舗出店等支援交付金の支援体制について、農商工の関係でも収支は大変ですよ、頑張っているんですけども、ということ。意欲は認めるけども、これが結果的に新規産業、あるいは地域経済に大きく貢献して来るまでには、まだちょっと時間があるのかなと。長い目で見ていかなければならない問題だと捉える訳ですが、そういう中では、今回新しくこの空き店舗やそういうものを活用してやっていこうとする、この辺を広めたところまでは私は良いと思います。さらに、実際に色々な他産業の業種で独自に仕事を始めた、こういうことが清里町の元気の源になって来るんだらうと思う訳であります。空き店舗なんかだけの問題でなくて、実際に自己資金で事業を展開していったそういうものに対する捉え方、考え方の計画がない。今、現状としてある、商工会が大変だ、空き店舗や空き屋になった、これも何とかしていかなければならないけども、そういう独自で自分で工場を建てたり、あるいは会社を興して営業を始めたり、こういうものに対する何らかの支援策ってというのは、検討していく気が無いのかどうなのか。ここで課長に答弁しろというのが無理なのかは分かりませんが、現状として今回のこの空き店舗の計画をする段階で、そういう議題、話題というものは無かったのか。

産業課長

なかなか私の方から答弁するのは難しいのですが、現状といたしまして、商店街の店舗の空洞化という部分の直面している課題を解決するために、農商工の部分に新たに店舗の進出だとか、空き店舗の改築というのを付け加えて、今回要綱を作ったのが現状でございます、その時点で今回の要綱っていうのは小売店を対象とした要綱でございますけど、その中に幅広く、今、加藤委員が言われるようなものも含めた支援というものまでは出来なかったという状況でございますので、今後そういう色々なものが清里町にあるかと思っておりますので、検討してまいりたいと思います。

委員長

いいですか。

それでは、各温泉施設・山小屋の利用実績について、説明をお願いします。

商工観光・林政G総括主査

各温泉施設・山小屋の利用実績につきましてご説明いたします。21ページ目をご覧くださいと思います。

はじめに温泉の関係でございますが、表の上段にありますのが利用人数で、合計欄の緑清荘につきましては前年度比で79.9パーセント、パパスランドにつきましては115.9パーセント、緑温泉につきましては98.1パーセントの実績となりました。また、表の下段の使用料の収入関係につきましては、緑清荘につきましては前年度比94パーセント、パパスランドにつきましては120.6パーセント、緑温泉につきましては98.9パーセントとなりまして、いずれの実績も緑清荘は休業による影響が数字に表れておりますが、その半面、パパスランドの数字が伸びている状況となっております。

次に2つめの表は、22年度の山小屋の関係でございます。温泉と同じく上の欄が利用人数、下の欄が使用料の欄となっております。上段の利用の人数でございますけれども、登山者数は横ばい状況ですが、宿泊人数は減少しているものの、駐車場の利用は110.7パーセントと、日帰りの登山者が多かったものと考えます。また下の欄の使用料でございますが、前年を大きく下回っております。宿泊者の減少が大きく響いて状況となっております。

以上、4つの施設の実績をご報告申し上げます。

委員長

各温泉施設・山小屋の利用実績の説明でしたが、何かございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

無いようですので、これで産業課終わります。ご苦労様でした。

委員長

それでは建設課、平成23年度一般会計補正予算(建設課所管分)について、22ページ、23ページ、25ページから28ページの説明をお願いします。

建設課長

それでは6月定例町議会に先立ちまして、建設課より一般会計補正予算の概要について、お手元の議案に基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。

今回の補正は、当初予算で保留しておりました内、内示のありました国の交付金事業、明年度以降の事業の採択及び新たな事業の立上げに向けた予備的な調査、現況測量、計画策定業務、加えて住宅用太陽光発電システム導入補助の追加など、6事業の補正をお願いする内容となっております。建設課関係の補正総額は9,665万円、財源につきましては22ページ等に記載をさせていただきますけれども、国庫交付金が5,280万円、過疎債を中心とした地方債が2,980万円、基金繰入金が1,090万円、一般財源が315万円となっております。

詳細につきましては、後ほど担当の総括主査よりお手元の議案に基づいてご説明を申し上げますが、23ページ、農林水産業費の道営事業においては、排水路の追加採択及び道路整備の実施に向けた測量業務及び診断業務。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業につきましては、明年度の工事施工に向けた道路測量及び土地購入の補償経費を計上させていただいております。

また、土木費の道路橋梁維持事業におきましては、布設替えを計画いたしております水元5条の排水の調査測量及び市街地道路整備につきましては、羽衣南地区の道路5条の路盤、排水、歩道整備と、今後、改良計画の策定に向けた現況の調査測量経費を補正計上させていただいているところでございます。

また、道路新設改良事業につきましては、国の交付金の内示に伴い、継続3路線の改良舗装、土地購入、補償経費を補正計上させていただいております。

なお、住宅費にありましては、現行の公営住宅ストック活用計画の見直しとともに、既存住宅の改修に国の交付金事業を導入を充てていく、長寿命化策定経費を計上させていただいております。また、太陽光の関係につきましては、当初予算において300万円の予算を計上いたしてございましたが、町民の皆さんの関心も非常に高く、予定を上回る希望が既にあることから、追加補正をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、お手元の議案並びに資料に基づいて、担当の総括主査よりご説明を申し上げます。

#### 建設管理G総括主査

建設課一般会計補正予算について説明させていただきます。

歳入について説明させていただきます。議案22ページをご覧ください。はじめに目の1、土木費国庫交付金、その下段に、1、農林水産業費国庫交付金となっておりますが、2に訂正をお願いいたします。

それでは説明させていただきます。13款・4項・1目住宅費国庫交付金につきましては、公営住宅等長寿命化計画策定に係る交付金として112万5千円、道路橋梁費国庫交付金につきましては、町道整備に係る交付金として4,810万円を計上するものです。13款・4項・2目農業費国庫交付金につきましては、連絡農道整備ということでそれに係る交付金として357万5千円を計上するものでございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。議案23ページをご覧ください。これにつきましても、真ん中の7款土木費の、目のところの1、道路橋梁費の下段に、道路新設改良費とありますが、下段の1を2に訂正していただきたいと思っております。

5款・1項・5目道営整備事業の委託料につきましては、24年度新規予定地区道営畑総事業に取り組むための江南地区排水路、延長1,500メートルの概略調査設計測量132万円を計上するものでございます。同じく道営整備事業負担金補助及び交付金につきましては、23年度新規着工道営農道保全対策事業点検診断としまして、修繕工法の検討及び修繕計画作成のための調査の負担金、2地区合計で225万円を計上するものでございます。路線につきましては、上斜里南地区が17号道路の道道摩周湖斜里線より7線までの1,469メートル。江南西6線地区が西6線26号から28号までの1,015メートルでございます。位置図につきましては議案25ページをご参照願います。

5款・1項・7目農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業といたしまして、連絡農道、町道札弦南道路の北側の未改良区間270メートルを整備するもので、本年度は実施設計、用地測量、用地購入及び補償費の715万円を計上するものでございます。位置図につきましては議案26ページをご参照願います。

7款・1項・1目道路橋梁維持事業・委託料で、今後の町道整備の調査といたしまして、水元

5条通り排水調査95メートル及び市街地道路整備調査、5条で1,904メートル、合わせて693万円を計上するものでございます。位置図につきましては議案27ページをご参照願います。

7款・1項・2目道路新設改良事業・工事請負費として、継続地区の4線道路舗装100メートル及び江島南道路改良206メートル、合わせて3,700万円、また交付金事業で新規地区になります羽衣3丁目通り整備で、土地購入費及び補償費、合わせて3,800万円、合計で7,500万円計上するものでございます。位置図につきましては議案28ページをご参照ください。

7款・3項・1目公営住宅等長寿命化計画策定事業・委託料として250万円を計上するものでございます。

同じく住宅用太陽光発電システム導入費補助事業について、当初予算で10件、300万円を計上しておりましたが、第1回募集で10件を超える申込があったことから、今回5件、150万円を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長

平成23年度一般会計補正予算、建設課所管分の説明でした。意見ございませんか。

池下委員

住宅用太陽光発電システムの方で5件の追加ってことなんですけど、既に5件の追加があったと捉えて良いんですか。

建設課長

当初計上で300万円の予算計上をさせていただきました。その時点における1回目の締め切りで現実には11件、その後問い合わせ等も数件ございまして、そういった状況におきまして、特に東日本大震災があったということで、自然エネルギーに対する関心が町民の中でも非常に高まっているという状況を鑑みて、当町においてもそういった自然エネルギーを活用した施策の方向性、こういった中で今回の6月の補正において、追加的な部分をお願いしたいというようなことで、今回提案をさせていただくということでございます。

澤田委員

4線道路、舗装100メートルですけども、今まで改良工事した15号から100メートルなんですけども、それと、今、改良工事が始まったんですけども、秋には車ぐらい通れるような道路になるのか。もう3年ぐらい通れないので、状況を確認したいのですが。

建設課長

今回については国道側から100メートル。全体的な事業量の調整という形で、明年度は完成という形になってございますので、全体事業量を調整させていただいた。当然今回については、補正繰越の措置を今回の6月補正の中でさせていただく訳でございますが、そのようにご理解いただきたい。それから、一部舗装が完了しまして、全体的な改良が終わりますので、その時点において車両の通行を許可させていただく、そういった方向で調整して行きたいと思っております。残部につきましては、24年度の中で舗装を終えて完了するといった流れになってございます。

長い期間、ご不便をおかけしている訳でございますが、その点ご理解を賜りたいと思います。以上です。

委員長

他にありませんか。

勝又委員

羽衣3丁目と言うのは、緑清荘のところですか。

建設課長

羽衣3丁目については、勝又委員からご指摘のとおり、道道向陽清里停線から緑清荘から繋がって行く、旧営林署の東側の道路でございます。

委員長

よろしいですか。

それではに移ります。平成23年度簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、24ページ、29ページで説明をお願いします。

建設課長

簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、500万円の追加補正をお願いするものでございますが、道道向陽清里停車場線改良工事に伴う水道管の移設及び水元5条通りの布設工事を補正として計上させていただいております。内容につきましては、担当の主幹よりご説明を申し上げます。

上下水道・公住G主幹

私の方から、平成23年度簡易水道事業特別会計補正(第1号)に関する予算概要についてでございます。議案の24ページと29ページによりご説明申し上げます。

はじめに議案の24ページ、予算概要をご覧ください。上段下段とありますが、上段の歳出より説明させていただきます。

今回の補正は、施設費の工事請負費といたしまして、500万円の追加補正を行うものであります。工事の内容は、道道向陽清里停車場線改良工事に伴う水道配水管の移設工事と、町の単独工事として、水元5条通りの水道配水管布設工事を予定しております。工事場所については29ページ、事業位置図をご覧ください。道道向陽清里停線(15号道路)の移設工事につきましては、1線道路から中央橋までの180メートル、水元5条通りの布設工事は、清里町駅前の通りから2線道路までの220メートルを予定しております。

議案の24ページにお戻りください。この工事にかかる歳入といたしまして、簡易水道事業特別会計の基金より400万円の繰入れと、雑入として北海道からの移設補償金100万円、合わせて500万円を計上しております。これによりまして、補正後の予算総額を、歳入、歳出それぞれ8,060万3千円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

委員長

只今、説明しましたけども何かございませんか。

(「なし」との声あり)

委員長

無いようですので、これで建設課終わります。ご苦労様でした。

委員長

5分間の休憩します。

休憩 午後4時00分～

再開 午後4時05分

委員長

それでは、会議を再開します。

2番、議会閉会中の継続調査について、説明をお願いします。

事務局長

過般の総務文教常任委員会と同様の考え方で、事務局案として提案させていただきます。委員各位の考え方についてご協議願いたいと思います。この案につきましても、第5次総合計画の中から抜き出したものであります。6点の案を提示させていただきたいと思います。1点目は、地域特性を活かした産業振興対策について。2点目は、地域資源の観光活用方策について。3点目、少子・高齢化に対応した施策について。保健・医療対策。総合計画重点プロジェクト。それから施策事業評価について。というような6点の事務局としての考え方として提案させていただきます。ご協議をお願いします。

委員長

今、局長の方から提案されました、産業福祉常任委員会での閉会中の所管事務調査の案について、各委員の方々から何か意見ございませんか。

事務局長

平成19年の産業福祉常任委員会の調査事項につきましては、特産品の開発と雇用創出の拡大について、基幹産業の振興について、少子高齢化対策と重点プロジェクトについて、商工観光施設の管理運営についての4点で調査研究をされておられます。

委員長

今、局長が申し上げられました前回の案であったそうでありますけども、どうなされますか。

副委員長

これも総務文教と同じように、3つくらいに分けられないのか。

局長



これも、委員長、副委員長と相談しながら決めて良いですか。

(「はい」との声あり)

委員長

それでは、よろしく願いいたします。

それでは、次に3番目、意見書の検討についてお願いします。

事務局

それでは、3番目の意見書の検討についてでございます。所管の意見書でございますが、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書ということで出されております。提出依頼者は、清里地区連合会長名での提出となっております。内容につきまして、30ページから資料を載せております。33ページの意見書案で内容のご説明をさせていただきます。(以下、意見書朗読)

以上、1件の意見書につきまして、内容の協議と6月定例会に委員長名で意見書を提出する旨のご協議をよろしく願いいたします。

委員長

今の意見書につきましては、6月定例会に提出していくことでよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

委員長

それでは、よろしく願いします。

それでは、4番の次回の委員会の開催について、事務局。

事務局長

次回の産業福祉常任委員会につきましては、6月22日の定例会の後となっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

委員長

それでは、5番目のその他。

事務局長

ご相談でございますが、市町村林活議連と言う団体がございます。これにつきましては、本議会では産福委員長、副委員長が林活議連の役員として出ているということになっていまして、今までは前産福委員長でありました澤田副委員長が出ておられました。今回充て職でという考え方で、村島委員長が林活議連の方に出るという形で、皆様のご同意があれば議連の方に役員の方の報告をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

委員長

他にございませんか。

(「はい」との声あり)

---

閉会の宣告

委員長

これで、第3回産業福祉常任委員会を終了したいと思います。皆さん、どうもご苦労様でした。

(閉会 午後4時13分)